



平成27年12月15日

学長 寺尾 慎一 殿

監事

安高 澄夫 

監事

萩原 全裕 

平成27年度 臨時監事監査意見書

国立大学法人福岡教育大学の業務について監査を行いました。国立大学法人法第11条第9項及び国立大学法人福岡教育大学運営規則第20条第7項に基づき、監査意見を下記のとおり提出します。

記

1 監査の方法の概要

期 間 : 平成27年4月1日～平成27年12月11日

監査基準日 : 平成27年12月7日

監査対象 : 学長選考会議および関連諸規程

平成27年4月1日より、国立大学法人法の改正及びそれに伴う本法人の諸規程が改正され、意向投票も廃止されました。そして、新しい制度の下で次期学長の選考が行われ、選考結果が12月1日に公表されました。

私たち監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会などの諸会議に出席したほか、学長選考に関する関係者への聞き取り及び書面監査、諸規程等の検証を行ってきました。

この監査意見書に記す諸規程等の不備等についての認識は、当初よりありました。しかしながら、学長選考業務の進行中にこれらを指摘することによって選考業務に混乱が生じることを危惧し、次期学長候補の公表の後、さらに関係職員への聞き取りや書面監査などを行い、監事監査意見の形成に至りました。

なお、この度の国立大学法人法の改正に伴い、監事が学長選考会議により関わるこの見方も示されています。しかし、私たち監事は、学長選考会議が人事の機微を議論する場であることと、これまで学長選考会議に陪席していなかった経緯を考慮し、あえて陪席することを控えておりました。

これからは、監事が学長選考会議の状況と内容に配慮しながらも、陪席して選考業務の実務を把握することが監事の責務の一つであると考えております。

臨時監事監査結果報告書

I 改善を要する事項

学長選考会議に関する運営規則や諸規程等を、国立大学法人法との整合性を図り、疑義が生じないように改正されたい。

1 運営規則について

国立大学法人法第12条第6項では、「(略)学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める」と規定されている。しかし、本法人の運営規則第39条第2項は、「学長選考会議に関し必要な事項は、学長が別に定める」と規定されている。

「学長選考会議に関し必要な事項」を定める者について、法人法では「議長」であり、運営規則では「学長」と規定されており、法令と異なっている。

実際の学長選考会議の運営において法の趣旨に反した事実は確認できないが、法令を遵守し、早急に規程を改正されたい。

2 学長選考に関する諸規程等の改廃について

法の趣旨に従えば、学長選考会議に関する諸規程の改廃は、学長選考会議が主体的に行うことが求められる。しかしながら、本法人の学長選考会議に関する諸規程には、改廃に関する手続きが明記されていない。速やかに改正を検討されたい。

【指摘内容の詳述】

学長選考会議規程、学長選考会議委員が学長候補者に推薦された場合の細則、学長選考等規程、学長選考等実施細則のそれぞれの条文において、「・・・に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める」、「・・・疑義が生じたときは、学長選考会議の議を経て議長が決定する」と規定されている。しかし、これらの規程の改廃に関しては明記されていない。

国立大学法人法第12条第6項では、「この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続きその他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める」と規定されている。

本法人の運営規則第21条第3項は、「学長選考に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める」と規定されている。

学内規則等の制定改廃に関する規程第3条では、学内規則を制定することができる者は学長と規定しているが、「ただし、学長選考会議が定めるものは除く」と規定している。しかし、学長選考会議に関する諸規程には改廃手続きが明記されていない。

国立大学法人法や運営規則等の趣旨に従い、学長選考に関する諸規程等の改廃手続きにおいては学長選考会議の承認が必要であることを関係諸規程に明記されたい。

ちなみに、本法人の監事監査規程第17条では、「この規程の改廃については、監事の承認を得て、学長が定める」と規定されている。

3 教育研究評議会からの選考会議委員が辞任する場合について

学長選考会議委員が学長候補者に推薦された場合の細則第3条第2号は、教育研究評議会から選出された選考会議委員が辞任するとされている。しかし、辞任すべき委員が特定されていない。

学長選考の緊迫した状況での疑義や混乱を避けるために、予め辞任すべき順位を定めるなど、細則を改正されたい。

【参考】 関連規定の抜粋

◆ 国立大学法人法

第12条 一 略 一

2～5 一 略 一

6 この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続きその他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

◆ 運営規則

第21条 一 略 一

2 一 略 一

3 学長の選考に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

第39条 学長の選考等を行うため、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し必要な事項は、学長が別に定める。

◆ 学内規則等の制定改廃に関する規程

第3条 学内規則を制定することができる者は、学長又は前条第4号に規定する部局長とする。ただし、学長選考会議が定めるものは除く。

◆ 学長選考会議規程

第2条 学長選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 国立大学法人福岡教育大学経営協議会規程第2条第4号に定める委員 6人

(2) 国立大学法人福岡教育大学教育研究評議会規程第2条第1項第4号又は第5号に定める評議員の中から、教育研究評議会において選出された者 6人

第8条 この規程に定めるもののほか、学長選考会議の運営に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

◆ 学長選考会議委員が学長候補者に推薦された場合の細則

第2条 委員が国立大学法人福岡教育大学学長選考等規程第8条第2項に定める学長候補者として推薦されることに同意したときは、委員を辞任しなければならない。

第3条 前条により委員に欠員が生じた場合は、次の各号により委員の補充等を行うものとする。

(1) 学長選考会議規程第2条第2号の委員に欠員(次号により欠員となった場合を除く。)が生じたときは、速やかに国立大学法人福岡教育大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)に委員の選出を依頼する。

(2) 学長選考会議規程第2条第1号の委員に欠員が生じたときは、欠員となった委員と同数の同条第2号の委員が辞任するものとする。

第5条 この細則の解釈及び運用に関し疑義が生じたときは、学長選考会議の議を経て議長が決定する。

◆ 学長選考等規程

第20条 この規程に定めるもののほか、学長候補者の選考及び学長の解任に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

2 この規程及びこの規程に基づき定める細則等の解釈及び運用について疑義が生じたときは、学長選考会議の議を経て議長が決定する。

◆ 学長選考等実施細則

第12条 この細則に定めるもののほか、学長候補者の選考及び学長の解任の実施に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

◆ 監事監査規程

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、監事が別に定める。

第17条 この規程の改廃については、監事の承認を得て、学長が定める。

以上

